

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島大学の行動指針

### 【2020.12.1一部修正】

広島大学では、「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守を前提として、第4ターム(12月1日～)からの授業については、教養教育科目も原則として対面で行うこととするなど、キャンパス内での学生の活動機会の拡大に努めているところです。一方で、現在の流行地域における感染状況は、これまでにないスピードで急激な拡がりを見せており、教育の充実と一層の安全対策の両立を図ることが求められています。

広島県が感染拡大防止に向けたステージについて、令和2年11月30日から、「ステージⅠ」から「ステージⅡ」へ引き上げたことを踏まえ、本学の行動指針を、12月1日から、「レベル1（要注意、一部の活動制限）」から「レベル1.5（要注意、一定程度の活動制限）」に引き上げます。

全国で新型コロナウイルス感染が拡大する中、広島大学では大学の諸活動についての行動指針を策定しました。

これは広島大学の学生や教職員の皆さんが状況に応じて、適切かつ柔軟に活動する目安を示すためのものです。

皆様には本行動指針を踏まえ、適切な行動をお願いします。また、日常生活において、3密回避、手洗い・マスク着用・咳エチケットの励行にくれぐれも留意してください。

本行動指針は病院の診療活動を除く広島大学全学に適用します。

なお、状況は急速に変化しています。必ず毎日公式ウェブサイトを確認をお願いします。

	授業	教員・研究活動 (研究員・学生の研究活動も含む)	事務体制	学内の会議	キャンパスへの学生の入構	課外活動
レベル 0 (通常)	「新しい生活様式」による感染防止に心掛けて行動する。					
	・各授業の内容や特性に応じて、対面授業とオンライン授業を効果的に併用	・通常通りの研究活動を実施	・通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを活用	・対面会議を行うが、オンライン会議も活用	・キャンパス内外で「新しい生活様式」による感染防止に心掛けて行動	・オンラインでの活動も有効に活用
1 (要注意) (一部の活動制限)	・十分な感染防止対策の上、対面授業とオンライン授業を併用 ・具体的な授業実施の方針は別に掲載	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの研究活動を継続 ・学生の自宅等での研究活動を推奨	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・キャンパス内外で「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底	・「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守 ・感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて実施
1.5 (要注意) (一定程度の活動制限)	・授業はオンラインを原則とするが、感染状況や「新しい生活様式」※の定着状況を確認しつつ、十分な感染防止策を実施した上で、対面による活動を実施	・「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底した上で、研究活動を実施 ・学生の自宅等での研究活動を推奨	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・授業の受講、研究活動、許可された活動以外での入構を控える ・「新しい生活様式」による感染防止行動を徹底する	・「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守 ・感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて、限定的に実施
2 (要警戒) (中程度の活動制限)	・原則として、授業はオンラインにより実施 ・キャンパス内の教室等でネットワークを利用した受講を認める ・実技を伴う実験・実習等、対面でない教育効果が得られない授業であると学部長・研究科長等が判断し、あらかじめ教育本部に届け出て許可を得たものについては、十分な感染防止策を実施した上で、対面で実施	・感染拡大防止に最大限留意して、進行中の研究、および卒業・修了に必要な研究については入室可	・感染拡大防止に最大限留意して通常通りの勤務とするが、時差出勤・テレワークを積極的に活用	・感染拡大防止に最大限留意して対面会議を行うが、オンライン会議を積極的に活用	・授業の受講、研究活動以外での入構を自粛する ・感染拡大防止に最大限留意する	・全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）
3 (高度警戒) (大幅な活動制限)	・オンライン授業のみ実施	・感染拡大防止に最大限留意して、停止が困難な研究のみ入室許可 ・研究継続に必要な不可欠な者※1のみ入室可	・半数程度の職員をテレワークとし、出勤する職員と交代制として対応	・可能な限りオンライン会議	・学部学生、大学院生の入構は原則禁止※2	・全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）
4 (緊急事態の恐れ) (殆どの活動を制限)	・受講生全員が自宅等で受講可能なオンライン授業のみ実施 ・教員の入構は必要最低限とする	・新型コロナウイルス対策に直接関わるもの以外、全ての研究活動による入室を禁止 ・学生は入室禁止 ・資産維持のために不可欠な者※1のみ入室可	・事務機構維持の最小限の人員のみが出勤し、残りの職員はテレワーク	・オンライン会議のみ行う	・学部学生、大学院生、研究員等の入構禁止	・全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）
5 (緊急事態) (必要最低限の活動)	・受講生全員が自宅等で受講可能なオンライン授業のみ実施 ・教員も自宅等で実施	・全ての研究室で、研究活動による入室を禁止（資産維持のために不可欠な者※1を除く）	・大学施設の維持管理要員のみ出勤	・オンライン会議のみ行う	・入構禁止	・全面活動禁止（生物の世話に必要な最小限の活動を除く）

※「新しい生活様式」については、[https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii\\_seikatsu.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/atarashii_seikatsu.pdf) を参照

※網掛けは現在のレベルを示しています。

※この行動指針は、今後の状況に応じて見直しを行う場合があります。

※課外活動については、別途ホームページに指示があります。

※1不可欠な研究活動・資産維持（細胞・生物個体維持、装置の液体窒素充填など）活動に従事する者は、事前に学部（研究科）長またはセンター長の許可を得ること

※2自宅等にネットワーク環境がないため構内での受講を事前に届け出た者、および研究継続に必要不可欠な者として許可を受けた者を除く。

#### □**学生の皆さんへ**

今、最も大切なことは、「感染する」「感染させる」リスクを広げないことです。

大学の行動指針に基づき、冷静に判断し適切な行動をお願いします。

授業や生活上の不安・悩みは、遠慮なくいつでもチューターや指導教員、学部・研究科の学生支援室

【<https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/140169/toiwase20200323.pdf>】や

保健管理センター【<https://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>】に相談してください。